

広島県訓令第十二号

本 庁
地 方
機 関

広島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年十月五日

広島県知事 横 田 美 香

広島県公印規程の一部を改正する訓令

広島県公印規程（昭和三十八年広島県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
番号	種 類	印刻文字	寸 法 (ミリメートル)	管守機関	番号	種 類	印刻文字	寸 法 (ミリメートル)	管守機関
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
112	(略)	(略)	(略)	(略)	112	(略)	(略)	(略)	(略)
					<u>113</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>方15</u>	<u>〃</u>
<u>113</u>	<u>〃</u>	広島県立文書館長	<u>〃</u>	文書館	<u>114</u>	<u>〃</u>	広島県立文書館長	<u>方21</u>	文書館
<u>114－162</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>115－163</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
					<u>164</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>163－165</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>165－167</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
					<u>168</u>	<u>〃</u>	<u>広島県東部県 税事務所出納 員</u>	<u>〃</u>	<u>東部県税事 務所</u>
<u>166</u>	<u>〃</u>	<u>広島県東部県 税事務所出納 員</u>	<u>〃</u>	<u>東部県税事 務所</u>	<u>169</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>167－198</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>170－201</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。